

公 示 送 達 書

公 告

令和7年11月28日

湖西市長 田内 浩之



下記の送達すべき書類が、本人の住所不明のため送達できませんので、地方税法第20条の2第1項により公示します。当市役所税務課に保管してありますので、該当者は申し出てください。

記

送達を受けるべき者	送達をすべき書類の名称	備 考
SUROSU	令和7年度市県民税督促状	2期
SUROSU	令和7年度市県民税督促状	3期

注意 上記の書類を受領しないときは、地方税法第20条の2第3項の規定により、上記公示の日より起算して7日を経過した日をもって書類の送達があったとみなします。